

文化芸術体験出前講座



親しむ・感じる音楽会を開催します



茨城県内で活躍するアーティストで特別編成した楽団による演奏会を開催します。ピアノと弦楽器による豪華で優雅な演奏会です。名曲の聴きどころやクラシック音楽の歴史など楽しい解説付きで、演奏会が初めての方でもお楽しみいただけます。ぜひこの機会にご参加ください。

日時 9月20日(土)

午後2時開演 ※午後1時30分開場

会場 コミュニティセンター城里 ホール



出演 ソリスト 小野 智恵(ピアノ)
弦楽アンサンブル 山崎 響子(ヴァイオリン)、飯塚 直子(ヴァイオリン)、内藤 知子(ヴァイオリン)、
川合 祐子(ヴァイオリン)、澤 康子(ヴィオラ)、安藤 麻衣子(ヴィオラ)、
木下 通子(チェロ)、城戸 春子(チェロ)、木幡 奈緒美(コントラバス)

指揮・解説 田口 邦生

演奏曲 ベートーヴェン/ピアノ・ソナタ第14番「月光」全楽章 ショパン/ノクターン
メンデルスゾーン/シンフォニア第10番短調 ほか

入場券 入場には入場券が必要となります。(入場料については無料)

〔配布場所および日時〕

①コミュニティセンター城里 管理事務室窓口

(午前9時～午後5時/水曜日および第4木曜日は休館)

②城里町教育委員会事務局(午前9時～午後5時/土日祝を除く)

※入場券は一人2枚まで配布

その他 公演当日は窓口が混み合うため、事前に入場券をお引き取りください。また、未就学児の入場はご遠慮ください。その他詳細につきましては、役場、各支所、町内公民館で配布するチラシや町のホームページをご覧ください。



【問合せ】 教育委員会事務局 ☎ 029-288-3135

コミュニティセンター城里 管理事務室窓口 ☎ 029-288-6100

家庭教育学級講演会

『未来を変える「はじめての一步」～みんなで取り組む子育て～』を開催します

令和7年度第1回城里町家庭教育学級として、子育てに関する講演会を開催します。どなたでも参加できますので、この機会にぜひご参加ください。

日時 10月4日(土)午前10時～11時30分

場所 コミュニティセンター城里 研修室

講師 齋藤 幸子 氏(茨城県ダイバーシティ推進センター「ぼらりす」)

演題 『未来を変える「はじめての一步」～みんなで取り組む子育て～』

参加費 無料

主催 城里町教育委員会

共催 城里町PTA連絡協議会

申込方法 右記の申込フォームに必要事項を入力しお申し込みください。

<https://logoform.jp/form/xSzC/1155947>



▲申込フォーム

【問合せ】 教育委員会事務局 ☎ 029-288-3135

「めざそう 住みよい まちづくり 行政相談」 9月・10月は行政相談月間です

毎日の暮らしの中で、困っていることはありませんか？

行政相談委員が、行政に関する身近な相談を受け付けて、公正・中立な立場から問題解決のお手伝いをします。

◇令和7年度行政相談日程表【城里町】

〈定例相談所〉

相談日	時 間	場 所
9月17日(水)	10:00～12:00	七会町民センター
10月21日(火)	10:00～12:00	コミュニティセンター城里
12月17日(水)	10:00～12:00	桂町民センター
2月18日(水)	10:00～12:00	七会町民センター

〈特設相談所〉

相談日	時 間	場 所
10月25日(土)	10:00～12:00	常北運動公園

※「ホロルのたまご～しろさと町民まつり～」にて開設

◇行政相談センターきくみみ茨城（電話相談）【総務省】

行政相談は、行政相談委員による対面の相談会のほか、総務省行政相談センターきくみみ茨城による電話相談も受け付けております。いずれも無料・匿名での相談が可能で、相談の秘密は厳守されますので、お気軽にご相談ください。（電話番号：0570-090110）

【問合せ】 総務課 ☎ 029-288-3111（内線 218）

敬老祝金振込日のご案内

令和7年度城里町敬老祝金について、下記のとおり振り込みいたします。

振込日 9月25日(木)

対象者 令和8年3月31日までに満88歳以上になられる方で、祝金用の口座振込依頼書を提出された方

金 額 88歳以上から99歳の方 …… 5,000円

100歳以上の方 …………… 30,000円

その他 口座振込依頼書の提出がお済みでない方には、後日、民生委員または職員が訪問のうえお渡しします。

※9月1日以前に、住民票が除票になられた方には給付されません。ご了承ください。

【問合せ】 長寿応援課 ☎ 029-353-7125

各町民センターにおける マイナンバーカードのお手続きの一時停止について

桂・七会町民センターにおいて、システムの更新を実施するため、マイナンバーカードの交付・電子証明書の更新等のお手続きを一時停止します。

なお、電子証明書の更新については本庁町民課でもお手続きが可能です。

停 止 日 9月26日(金)

停止時間 桂町民センター：午後1時から5時15分まで

七会町民センター：午前8時30分から午後2時まで

【問合せ】 町民課 ☎ 029-288-3111（内線 114～116）

令和6年度 情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況

情報公開制度

請求者の内訳

区 分	人 数
町内に住所を有する個人	0 人
町内に住所を有する法人又は団体	0 人
町外に住所を有する個人	1 人
町外に住所を有する法人又は団体	12 人
合 計	13 人

利用方法

- ・情報公開の請求や個人情報の開示・訂正の請求をする場合は、総務課（役場本庁舎2階）で配付する請求書に必要事項を記入し、提出してください。
- ・原則として15日以内に開示か非開示かを決定し、文書で通知します。
- ・閲覧は無料ですが、コピーを必要とする場合は実費がかかります。
- ・個人のプライバシーが侵害されたり、公共の利益が損なわれる場合には非公開となります。

請求結果の内訳

		町長部局	教育委員会	議会	農業委員会
請求件数		3 件	10 件	—	—
取下件数		—	—	—	—
決定内容	全部開示	2 件	9 件	—	—
	部分開示	1 件	1 件	—	—
	非開示	—	—	—	—
	文書不存在	—	—	—	—
	存否応答拒否	—	—	—	—

個人情報保護制度

請求者の内訳

区 分	人 数
町内に住所を有する個人	1 人
町内に住所を有する法人又は団体	—
町外に住所を有する個人	—
町外に住所を有する法人又は団体	—
合 計	—

請求結果の内訳

		町長部局
請求件数		1 件
取下件数		—
決定内容	全部開示	1 件
	部分開示	—
	非開示	—
	文書不存在	—
	存否応答拒否	—

【問合せ】 総務課 ☎ 029-288-3111 (内線 217)

令和6年度 選挙人名簿抄本の閲覧状況

令和6年度の選挙人名簿抄本の閲覧状況について、公職選挙法第28条の4第7項及び公職選挙法施行規則第3条の4の規定により、次のとおり公表します。

なお、在外選挙人名簿抄本の閲覧はありませんでした。

	閲覧年月日	閲覧申出者の氏名	利用目的の概要	閲覧に係る選挙人の範囲
		主たる事務所の所在地（法人の場合）		
1	令和6年 9月13日	一般社団法人 共同通信社 水戸支局長 山本 俊一郎 茨城県水戸市笠原町 978-25	政治・選挙に関する 世論調査	第2投票区 12件

【問合せ】 城里町選挙管理委員会事務局（総務課内） ☎ 029-288-3111 (内線 217)

9月10日は 「下水道の日」です

下水道の日は、下水道の役割や整備の重要性などについて、理解と関心を深めるための日です。町では本庁舎に懸垂幕を掲示して、啓発活動を行っています。下水道の日をきっかけに、皆さんも下水道について考えてみませんか？

第64回（令和6年度）下水道いろいろコンクール

【標語部門】

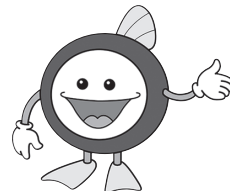
国土交通大臣賞

「水が生き 暮らしも活きる 下水道」

日本水道新聞社社長賞

「ありがとう 見えない地下の 働きもの」

下水道マスコットキャラクター
「スイスイ」



下水道の接続は3年以内に！

私たちが生きるために、飲み水は欠かせません。下水道が無ければ、生活排水などが処理されないまま河川等に流れ込み、水質が汚染され、生物が棲めなくなったり、安全な水が飲めなくなってしまう。そのような事態を未然に防ぐために、町では下水道が利用できる区域にお住まいの方に対し、供用開始後3年以内に公共下水道への接続を義務付ける条例を制定しております。

また、水洗化促進のため、下水道未接続のご家庭を訪問し、水洗化（下水道への接続）のお願いと調査を実施しています。すでに下水道を使用できる方は、トイレを水洗に改造し、雑排水とともに下水道へ流すための工事が必要です。

接続工事については、町指定の排水設備指定工事店にご相談ください。



▲指定工事店の
詳細はこちら

【問合せ】 上下水道課 ☎029-288-7377(直通)



町長コラム

新「ななかいこども園」で 病後児保育が始まりました

町のお財布事情など、町長が町民の皆さまへお伝えしたいことを掲載していきます。

老朽化により建替事業が行われていた「ななかいこども園」の新園舎が完成し、引っ越しも終わって新園舎での保育・幼児教育が順調にスタートしました。新園舎は、「七会診療所」の隣に建設されたので、児童の体調が悪化したときに、保護者のお迎え後すぐに診察を受けに行くことができて安心です。さらに、「病後児保育事業」も開始しましたので、ここで説明させていただきます。

未就学児がインフルエンザや新型コロナウイルス感染症にかかると、5日以上は隔離期間として登園・登校ができないため、自宅での静養が必要とされています。保護者と自宅でゆっくり静養できることは子どもにとって良いことですが、保護者としてはどうしても仕事に行かなければならなくて困るときもあることでしょう。

新「ななかいこども園」には、専用の「病後児保育室」が新設されており、医師から「回復期にある」と診断を受けた児童をお預かりすることができるようになりました。病後児保育室には、保育士のほかに看護師が派遣され、児童を見守ることになります。この「病

後児保育事業」は予約制になりますが、他の園に通園していても、城里町で保育の必要性の認定を受けている生後6か月以上の児童であれば、町内全域から利用が可能です。城里町唯一の公立こども園として、町内全域の子育て支援を行って参ります。



▲新 ななかいこども園



▲病後児保育室